

ついに法制化！ パワーハラスメント防止対策が 来年春に企業の義務になります。

社員定着化は
ハラスメント
のない
職場環境作り
から！！

【第27回 2019年第7月度 労務勉強会】 内容

- 3大ハラスメントを理解する
 - 1. パワーハラスメント 2. セクシャルハラスメント 3. マタニティハラスメント
- なぜ職場のハラスメントが問題なのか？
- どんな行為が（各々の）ハラスメントにあたるのか？
- ハラスメント行為者の責任
- ハラスメントを防止する義務とは？

国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記されました。【労働施策総合推進法の改正】

- ① 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設。あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備
- ② パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備

セクハラ・パワハラ・マタハラといったハラスメント全般について、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたことやその相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由とする事業主による不利益取扱いの禁止が、法律に明記されたことも見逃せないところです。

日時：2019年7月26日(金)

◆時間 15時00分～16時30分

場所：社労士事務所HIKARI 3F

定員：8名

（会場の都合上、先着順になります。）

参加料：顧問先無料（複数のご参加の場合も無料です）

顧問先以外の企業でご参加の場合 1カリキュラム1名様あたり 2,000円（資料代相当）

*お願い 駐車場に限りがございますので、事前にご予約下さい。

裏面のFAXでお申し込み下さい。【FAX 096-237-6795】

【労務勉強会について】所長 川浪 宏 より

社労士事務所 H I K A R I は、労働基準法を頂点とした、雇用保険、労災保険、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係諸法令をお客様にご説明・ご提案などを行っております。

より一層積極的に情報発信を行う場として「労務勉強会」を2016年2月より企画・実施しております。

内容は、手続書類の記載方法に留まらず、労務管理に役立つ内容を中心としたテーマとしておりますので、積極的にご参加をお待ちしております。

社労士事務所 H I K A R I 労務勉強会 のあゆみ

2016年 2月 第1回労務勉強会 効果的な求人の出し方と適正検査の使い方
2016年 2月 第2回労務勉強会 労使トラブルを防止する雇用契約書作成講座
2016年 2月 第3回労務勉強会 今さら聞けない！？マイナンバー制度
2016年 3月 第4回労務勉強会 女性活躍の時代！産前休業前からの効率的な事務フローとスムーズに活用できる助成金について
2016年 3月 第5回労務勉強会 非正規雇用社員が多い会社必見！ついにきた、無期転換への対応方法について
2016年 4月 第6回労務勉強会 教育訓練系助成金完全克服 ジョブカードの書き方講座
2016年 4月 第7回労務勉強会 人材採用難時代の打開策の決定版！キャリア形成促進助成金制度導入コース
2016年 6月 第8、9回労務勉強会 雇用調整助成金（熊本地震特例）について～自社で出来る助成金申請を目指して～
2016年 7月 第10回労務勉強会 熊本地震 復興への労務管理について～雇用関係の熊本特例の活用事例～
2017年 3月 第11回労務勉強会 「働き方改革」労務リスクを抑える労働時間管理
2017年 4月 第12回労務勉強会 「働き方改革」勤務間インターバル制度とは
2017年 9月 第13回労務勉強会 業績向上のカギは人事&評価制度にあり！平成29年度新設！「人事評価改善等助成金」について
2017年10月 第14回労務勉強会 I T活用による働き方改革とCells ドライブの活用
2018年 2月 3月 第15、16回労務勉強会 採用難時代の効果的な求人方法とその注意点！！
2018年 6月 第17回労務勉強会 平成30年度 助成金最新情報！ こう変わった！！ キャリアアップ助成金！ など
2018年 9月 第18回労務勉強会 有給休暇取得義務化へ！！ 中小企業がとるべき採用と福利厚生手法とは？？
2018年10月 11月 第19、20回労務勉強会 働き方改革 通達発表！中小企業がとるべき対応策をご案内いたします！
2019年 1月 2月 第21、22、23、24回労務勉強会 またたなし！有休休暇取得義務化！対策を行うには法改正内容の理解から
2019年 5月 第25回労務勉強会 採用経費削減？？ 今こそ見直そう！ハローワーク求人 Indeedとの融合求人が効果的
2019年 6月 第26回労務版協会 第1講座 助成金の基礎 第2講座 2019年度注目の

社労士事務所 H I K A R I 概要

事務所規模：顧客数160社、顧問先数120社、全8名（社会保険労務士2名、社労士試験合格者1名）

主要業務

労働社会保険諸手続（入社退社に伴う手続き等）、労基署等の行政機関調査の立ち会い、労務相談、人事制度構築、助成金申請など

所長経歴等

昭和40年生、熊本マリスト学園中学校・高等学校、鹿児島大学法文学部卒（経営ゼミ）、東証1部上場企業19年勤務（管理職13年）

特定社会保険労務士、行政書士、熊本大学大学院法曹養成研究科履修科目終了（科目：労働法） 熊本マリスト学園評議員

【FAX 096-237-6795】

企業名	電話番号	FAX 番号
ご住所	メールアドレス	
ご参加者お名前		
(計) 人)		

* このFAXに記載頂いた個人情報は、本研修会のみに使用いたします。